

旭川市消費者被害防止

ネットワークニュース No.12



旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

令和3年度、旭川市消費生活センターには2,473件の相談が寄せられました。件数は前年度より316件減少しました。相談内容で目立ったものとして、光回線やスマートフォンの契約・解約トラブル、インターネット通信販売の定期購入に関するトラブルの相談が挙げられます。

会員各位のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き消費生活に関してお困りの方がいた場合や高齢者宅等で大量の未開封商品、不審な請求書・領収書などに気付いたときは、消費生活センターへの情報提供や相談を勧めていただきますようお願いいたします。

販売・購入形態		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
訪問販売	家庭訪販	184	161	155	117	117
	SF商法	0	0	0	1	0
	アポイントメントセールス	2	0	1	2	1
	キャッチセールス	0	1	0	0	1
	上記以外	37	37	21	33	30
	計	223	199	177	153	149
通信販売		833	747	835	1085	929
連鎖販売		53	23	26	20	16
電話勧誘販売		149	189	282	170	169
ネガティブオプション		4	4	6	16	5
訪問購入		40	31	23	34	23
その他無店舗		31	20	28	23	22
店舗販売		566	570	553	503	455
不明・無関係		995	966	912	785	705
総件数		2,894	2,749	2,842	2,789	2,473
多重債務		69	63	52	45	49

※件数は若干増減することがあります。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

気をつけて！！

令和4年7月19日 発行

こんなトラブルにご注意！！



詐欺的な投資勧誘

事業への投資話、暗号資産、外国の通貨、未公開株、社債などの詐欺的な投資勧誘に注意してください。金融庁の登録を受けていない業者「無登録業者」や、海外事業者とのトラブルも目立ちます。最初は利益が出たため信用してしまい、大金を騙し取られてしまった事例もあります。投資勧誘を受けた場合には、業者の登録の有無なども確認し、あやしい話はきっぱりと断りましょう。

副業のトラブル

「スマホで簡単に高収入」「悩みを聞くだけでお金が入る」などというサイトに登録したが、会員登録料、お金を受け取る手数料などを次々と請求され、収入が得られないという相談が寄せられています。副業にあたって「手数料」「登録料」「個人情報交換料」などを請求されたら要注意です。簡単に稼げるという言葉信じないようにしましょう。

住宅修理の強引な勧誘

近年、大雨・大雪などによる自然災害が各地で発生しています。それに便乗し、「すぐに直さないと大変なことになる」などと、住宅修理を強引に勧誘する事業者がいます。住宅の点検作業中に点検箇所をわざと壊す悪質なケースもあります。

契約を迫られても、その場では契約せず、複数の事業者で比較検討するなど慎重に検討しましょう。「保険を使って無料で修理できる」などと勧誘された場合は特に注意しましょう。

老人ホーム入居権の架空請求詐欺

大手証券会社や不動産会社を名乗る事業者から「老人ホームの入居権が当たった」「入居しないなら他の人に権利を譲る」などという電話があったという相談が寄せられています。相手にすると、様々な口実で金銭を要求されます。不振な電話を受けたときは警察などに相談しましょう。★警察相談ダイヤル「#9110」

消費者出前講座

旭川市内の町内会・サークル・学校等へ消費者協会講師が出向き、悪質商法の事例や未然防止策等を説明します。まずは1か月前までにご連絡ください。

詳細・申込みは、一般社団法人 旭川消費者協会

☎0166-26-2514（平日9時～17時）

※イラストの一部は消費者庁イラスト集より抜粋しています。